

被保険者のみなさまへ

雇用保険のしおり

雇用保険の被保険者となられた皆様へ

このしおりは、初めて雇用保険の被保険者になられた方のために、雇用保険制度の概略を簡単にまとめたものです。

ご一読いただき、給付（支援策）を受ける場合の手続きが速やかにお取りいただけるようにご利用ください。

- 内容に関しては令和5年10月現在のものです。
- 今後の法律改正等により変更となる場合があります。

雇用保険制度の詳しい内容やご不明な点は、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。



ハローワーク(公共職業安定所)
青森労働局職業安定部職業安定課

- 目 次 -

1	雇用保険制度とは	1
2	資格取得等確認通知書及び被保険者証	2
3	失業等給付の概要	3
(1)	雇用継続給付と育児休業給付	4
①	高年齢雇用継続給付	4
②	介護休業給付	5
③	育児休業給付	6
(2)	教育訓練給付	7
(3)	求職者給付	9
(4)	就職促進給付	12
①	就業手当	12
②	再就職手当	13
③	就業促進定着手当	13
④	常用就職支度手当	13
4	保険料	14
5	職業生活のおぼえ	15
6	県内ハローワーク（公共職業安定所）一覧	16

1 雇用保険制度とは

雇用保険は、

- ① 働く方々が、万一失業してしまった場合に必要な給付を行って、生活の安定を図り、1日も早く再就職できるよう支援すること
- ② 定年後の再雇用、育児休業、介護休業により賃金が低くなる、またはなくなってしまうときに必要な給付を行って、仕事を続けられるよう支援すること
- ③ ご自身の働く能力を伸ばす取り組みを支援すること
- ④ 働く方々が、能力に合った仕事に就き、安心してその仕事ができるように、失業の予防や仕事をする能力の開発・向上などを支援すること

を図ることを目的とする制度です。

また、雇用保険制度においては、原則として、労働者が雇用される事業所であれば、その業種や規模等を問わず、すべて適用事業となり、そこに雇用される労働者が加入基準を満たす場合は、すべて被保険者になります。

2 資格取得等確認通知書及び被保険者証

被保険者になると『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）』及び『雇用保険被保険者証』が交付されます。

これらには、一人ひとり固有の雇用保険被保険者番号が記載されており、今後、他の事業所へ転職された場合でも同じ番号で雇用保険に加入する必要がありますので、再就職した際には、『雇用保険被保険者証』を再就職先の事業所へ忘れずに提出してください。

なお、雇用保険被保険者の資格取得手続きが適正に行われているかどうか照会することができます。

照会する際は、本人であることが確認できる公的書類（運転免許証等）を持参のうえ、照会対象事業所の所在地または本人の住所または居所を管轄するハローワークに出向いて行っていただくか、郵送または代理人による照会も可能です（ただし、代理人の場合委任状が必要です。）。

《雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）》
《雇用保険被保険者証》

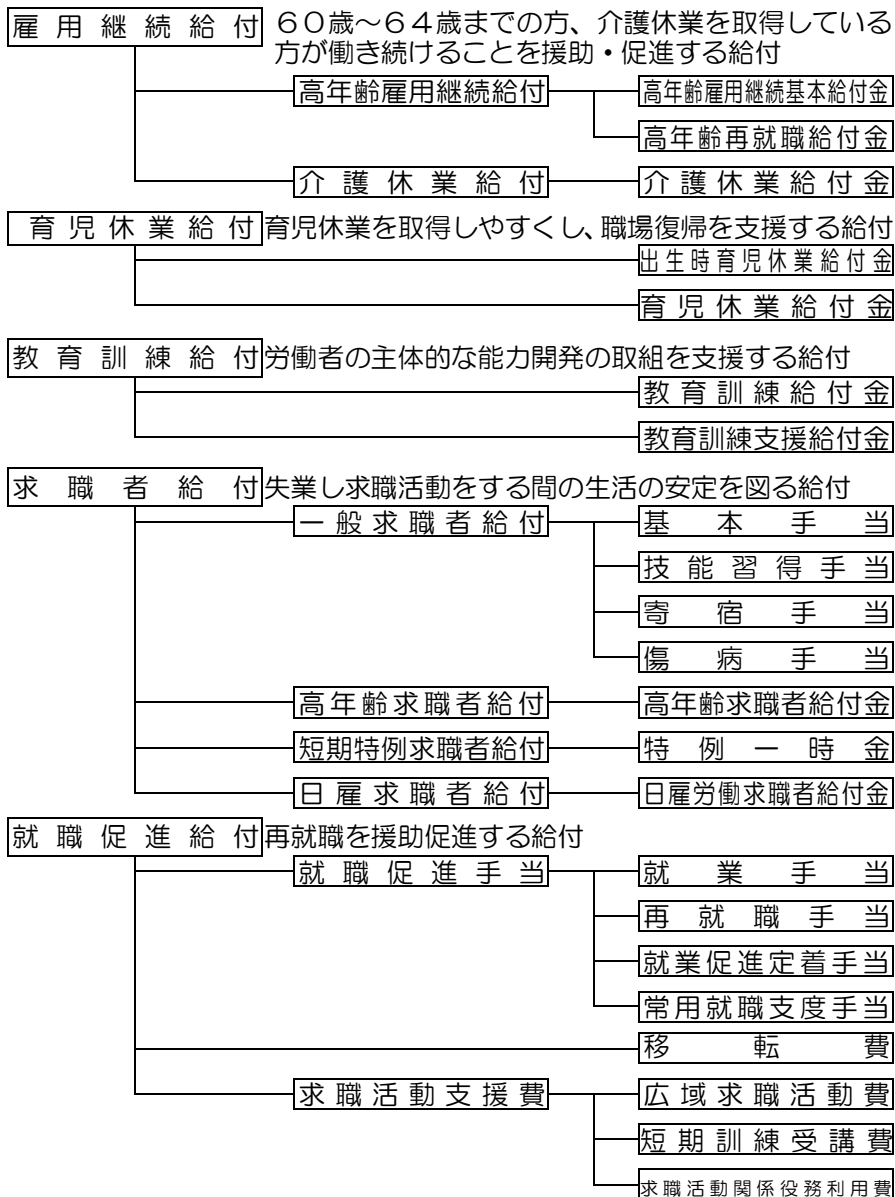
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)				雇用保険被保険者証	
被保険者番号				被保険者番号	
5001-040065-1				5001-040065-1	
確認(受理) 通知年月日	資格取得年月日	取得時 被保険者種類			
R030417	R030401	1			
被保険者氏名	生年月日	被保険者氏名			
アオモリ タロウ	4 021116 (2:大正 3:昭和 4:平成)	アオモリ タロウ			
事業所名称略称	転勤の年月日	2019. 5			
厚生労働 株式会社					



真中から切り離し、右半分を再就職先事業所へ提出

3 失業等給付の概要

雇用保険制度には主に失業等給付（雇用継続給付、教育訓練給付、求職者給付及び就職促進給付）と育児休業給付があります。



(1) 雇用継続給付と育児休業給付
－ 働き続ける方を応援する給付 －

① 高年齢雇用継続給付

60歳以上の一般被保険者の方が、60歳時点の賃金に比べて75%未満に低下した状態で働かれているときに支給される給付で、高齢者の方の雇用の継続を支援する制度です。

給付を受けるためには、本人が事業主に対し受給の希望を申し出ることにより手続きが進んでいきます。

詳しくはハローワークにお問い合わせください。

基本給付金

◎ 支給対象者

60歳以上65歳未満の一般被保険者の方で、一般被保険者であった期間が5年以上ある方。

◎ 支給額

60歳以後の賃金額が、60歳時点の賃金額の75%未満に低下したときに、賃金の低下率に応じて、支払われた賃金の15～0%（低下率により逡減します）相当額を上限として支給されます。

再就職給付金

◎ 支給対象者

一般求職者給付の基本手当（9ページ（3）②参照）を受給し、その基本手当を100日以上残して再就職した60歳以上65歳未満の方で、一般被保険者であった期間が5年以上あること等の要件を満たしている方。

◎ 支給額

再就職後の賃金額が、基本手当の賃金日額を30倍した額の75%未満に低下したときに、基本給付金に準じて支給されます。

支給対象期間は、基本手当の残日数が200日以上の場合は再就職時から2年間、残日数が100日以上の場合は1年間となります。

※ 再就職手当（13ページ参照）を受けた場合には、この再就職給付金は支給されません（併給調整）。

② 介護休業給付

一般被保険者又は高年齢被保険者の方が介護休業を取得しやすくし、休業終了後の職場復帰を円滑にするために、休業中に給付を行うことで雇用の継続を支援する制度です。

支給申請手続きは、事業所管轄ハローワークへ行きます（原則として事業主が手続きを行います。）。

◎ 支給対象者

対象となる家族を介護するために介護休業を取得した一般被保険者又は高年齢被保険者の方で、介護休業を開始した日の前2年間に、「賃金支払基礎日数が11日以上」または「就業した時間数が80時間以上」ある完全月（※）が12か月以上ある方

※ 過去に求職者給付の基本手当の受給資格、高年齢受給資格または特例受給資格の決定を受けたことのある方については、それらの受給資格決定を受けた後のものに限りです。

◎ 支給額

休業開始時の賃金日額に支給日数を乗じた額の最大67%相当額が、93日分を限度に3回までに限り支給されます。

休業期間中に賃金が支払われた場合は、支給額が減額されることがあります。

◎ 対象となる家族の範囲

被保険者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）、祖父母、兄弟姉妹、孫

◎ 対象となる要介護状態

負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態

③ 育児休業給付

一般被保険者又は高年齢被保険者の方が育児休業を取得しやすくし、休業終了後の職場復帰を円滑にするために、休業中に給付を行うことで雇用の継続を支援する制度です。

支給申請手続きは、事業所管轄ハローワークへ行きます（原則として事業主が手続きを行います。）。

◎ 支給対象者

出生時育児休業や育児休業を取得した一般被保険者又は高年齢被保険者の方で、育児休業開始日前2年間に、「賃金支払基礎日数が11日以上」または「就業した時間数が80時間以上」ある完全月（※）が12か月以上ある方

※ 過去に求職者給付の基本手当の受給資格、高年齢受給資格または特例受給資格の決定を受けたことのある方については、それらの受給資格決定を受けた後のものに限ります。

◎ 給付金の種類と支給額

出生時育児休業給付金

子の出生後8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度として出生時育児休業を取得した場合に、一定の要件を満たすと、休業開始時の賃金日額に休業期間の日数（28日が上限）を乗じた額の最大67%※相当額の支給を受けることができます。

育児休業給付金

原則1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、一定の要件を満たすと、休業開始時の賃金日額に支給日数を乗じた額の最大67%※相当額（ただし、育児休業の開始から181日目以降は最大50%）の支給を受けることができます。

※ 休業期間中に賃金が支払われた場合は、支給額が減額されることがあります。

☆ 育児休業期間中は、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の保険料について本人及び事業主負担分が免除されます。詳しくは、最寄りの年金

事務所にお問い合わせください。

(2) 教育訓練給付

－ スキルアップをめざす方を応援する給付 －

働く人の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とし、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）を給付する制度です。

① 教育訓練給付金

ア 一般教育訓練受講に係る教育訓練給付金

一定の要件を満たす一般被保険者又は高年齢被保険者（＝在職者）または一般被保険者又は高年齢被保険者であった方（＝離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し、修了した場合に、教育訓練施設に支払った受講料等の一定の割合に相当する額が支給されます。

◎ 支給額

教育訓練経費の20%（上限10万円）。ただし、支給額が4千円を超えない場合は支給されません。

イ 特定一般教育訓練受講に係る教育訓練給付金

一定の要件を満たす一般被保険者又は高年齢被保険者（＝在職者）または一般被保険者又は高年齢被保険者であった方（＝離職者）が、厚生労働大臣の指定した特定一般教育訓練を受講し、修了した場合に、教育訓練施設に支払った受講料等の一定の割合に相当する額が支給されます。

◎ 支給額

教育訓練経費の40%（上限20万円）。ただし、支給額が4千円を超えない場合は支給されません。

ウ 専門実践教育訓練受講に係る教育訓練給付金

一定の要件を満たす一般被保険者又は高年齢被保険者（＝在職者）または一般被保険者又は高年齢被保険者であった方（＝離職者）が、厚生労働大臣の指定した専門実践教育訓練を受講している場合に、教育訓練施設に支払った受講料等の一定の割合に相当する額が支給されます。

◎ 支給額

教育訓練経費の50%（訓練期間が1年の場合は40万円、2年の場合は80万円、3年の場合は120万円が上限額）。訓練受講修了した方

で、あらかじめ定められた資格を取得し、受講修了日の翌日から起算して1年以内に雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された場合は、支給額が教育訓練経費の70%（訓練期間が1年の場合は56万円、2年の場合は112万円、3年の場合は168万円が上限額）となります（すでに支給された50%分の給付金との差額が追加支給されるため、教育訓練経費の20%相当額が追加で支給されます。）。

ただし、支給額が4千円を超えない場合は支給されません。

② 教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練受講に係る教育訓練給付金の支給を受けている方で、一定の要件を満たす場合に、当該訓練（通信制・夜間制の訓練を除く）を受けている日のうち、失業している日について支給されます。

◎ 支給額

原則として、基本手当日額（11ページ参照）に相当する額に80%を乗じた額に支給日数を乗じて得た額。

〔対象となる講座〕

公的資格取得を目指す講座や専門的知識・能力の向上に役立つ講座など多彩な講座が指定されています。

指定内容は『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』にまとめられており、ハローワークで閲覧できるほか、厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム（<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>）でもご覧いただけます。

また、給付金の対象となる講座の指定は、講座毎にされていますので、受講に際しては、指定となっている講座であるか必ず確認してください。

※ 教育訓練給付金の支給申請に先立ち、

① 受講開始（予定）日現在において、受給資格を満たしているか

② 受講を希望する講座が厚生労働大臣の指定を受けているか

について、「教育訓練給付金支給要件照会票」により、住所または居所を管轄するハローワークに照会することができます。

照会する際は、本人であることが確認できる公的書類（運転免許証等）を持参のうえ、本人の住所または居所を管轄するハローワークに出向いて行っていただくか、郵送または代理人による照会も可能です（ただし、代理人の場合委任状が必要です。）。

(3) 求職者給付（一般求職者給付、高年齢求職者給付）
－ 失業したときの給付 －

被保険者の方が「離職」し、「再就職したいという意思及び能力」がありながら、「職業に就くことができない状態」にある場合で、次の受給資格を満たしているときに給付が受けられます。

① 支給の開始

受給手続きは、離職後に住所または居所を管轄するハローワークへ来所していただき、離職票を提出して求職の申込みをすることが必要です。

② 一般求職者給付（65歳未満（65歳誕生日の前々日）までに離職された方）

◎ 受給資格

受給するために必要な被保険者期間（雇用保険の加入期間）は、離職理由により(ア)または(イ)になります。

(ア) 離職理由が特定受給資格者等（解雇等）に該当する方

離職前1年間に11日以上働いた完全月が6か月以上または
離職前2年間に11日以上働いた完全月が12か月以上ある

(イ) 離職理由が(ア)以外の方（自己都合退職等）

離職前2年間に11日以上働いた完全月が12か月以上ある

※ 離職日が令和2年8月1日以降の方は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算する場合があります。

※ 離職票が2枚以上ある場合には、原則として、直近の離職票の離職理由により判定します。

◎ 給付日数（所定給付日数）

「離職理由」、「被保険者であった期間」及び「離職時の年齢」により決定されます。

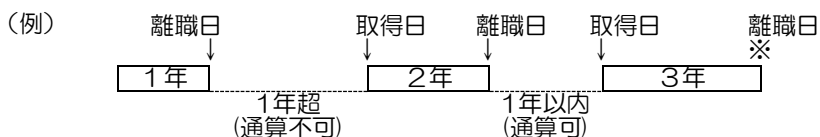
定年退職や自己の都合等により離職された方は90日分～150日分で、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職された方は90日分～330日分となります。

なお、障害者等の就職が困難な方は、離職理由に関わらず、150

日分～360日分となります。

※ 「被保険者であった期間」は、転職するなどして被保険者資格を喪失し、次に就職して資格取得するまでの期間（空白期間）が1年以内の場合は、その空白以前の被保険者であった期間も通算されます。

ただし、過去に離職して求職者給付や就職促進給付を受給した場合は、その時の離職日以前の被保険者であった期間は通算されません。



※の離職日時点における被保険者であった期間は5年となります。

◎ 受給期間

受給できる期間は原則として離職日の翌日から1年間で、雇用保険の手続きが遅れたり、指定された日に来所されなかった場合は、所定給付日数が残っていても支給されないことがあります。



Aさんの場合 所定給付日数の150日が受給期間の1年間に含まれていますので150日を限度に給付が受けられます。

Bさんの場合 所定給付日数150日のうち120日が受給期間の1年間に含まれていますので120日を限度に給付が受けられますが、30日は給付が受けられません。

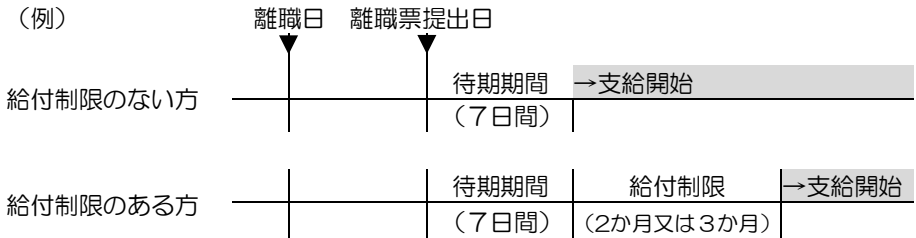
◎ 支給の開始

原則4週間に1回、ハローワークの指定する日に来所していただき、失業の認定を受けると支給されます。支給の開始は、離職票を提出してから7日の失業の日数（待期）が経過してからです。

ただし、自己都合、懲戒解雇で離職された方は7日の待期とさらに

3か月（給付制限）が経過した後からの支給となります。

※令和2年10月1日以降に自己都合により離職された方は、5年のうち2回までは給付制限が2か月となります。



◎ 1日分の給付額（基本手当日額）

原則として離職前6か月間の賃金合計額から算定された賃金日額のおおむね45～80%が給付の日額となります。

基本手当日額には下限額及び離職時の年齢による上限額があり、毎年8月1日に給付額の見直しが行われます。

◎ 受給期間の延長等

病気・けが・妊娠・出産等で引き続き30日以上職業に就くことができない場合は、最大3年間受給期間を延長することができます。

また、60歳以上の定年等により離職し、しばらく休養したい方などは最大1年間受給期間を延長することができます。

なお、令和4年7月1日からは、事業を開始等した方が事業を行っている期間等を最大3年間受給期間に加えることができます。

ただし、受給期間延長の間は、基本手当は支給されません。

※基本手当の他にも「技能習得手当」、「寄宿手当」、「傷病手当」などの支援策もあります（詳しくはハローワークへお問い合わせください）。

③ **高年齢求職者給付**（65歳以上（65歳誕生日の前日以降）に離職された方）

65歳以上で離職した方で、特例被保険者（季節的業務に従事する方）及び日雇労働被保険者（日々転々と異なる事業主に雇用される方）以外

の方のための給付です。

◎ 受給資格（高年齢求職者給付）

受給するために必要な被保険者期間は、離職前1年間に11日以上働いた完全な月が6か月以上あることが必要です。

※ 離職日が令和2年8月1日以降の方は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算する場合があります。

◎ 給付日数（高年齢求職者給付）

被保険者であった期間により30日分～50日分が一時金で支給（一括支給）されます。

◎ 支給時期（高年齢求職者給付）

離職票を提出してから7日の待期（給付制限の場合はさらに2か月または3か月）が経過し、ハローワークの指定する認定日に来所していただき、失業の認定を受けると支給されます。

(4) 就職促進給付

— 再就職を援助促進するための給付 —

65歳未満（65歳の誕生日の前々日まで）で離職された一般被保険者の方で、離職後にハローワークで雇用保険の受給申込手続きを済まされた方（受給資格者）に対して、再就職を援助・促進するために支給される給付です。

① 就業手当

受給資格者の方が、

- ・所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して
- ・一定の要件を満たして
- ・就職等（安定した職業に就いたものではないとき）

された場合に、各就業日（または、雇用契約期間の各日）について、基本手当日額（上限あり）の30%が支給されます。

② 再就職手当

受給資格者の方が、

- ・ 所定給付日数の3分の1以上残して
- ・ 一定の要件を満たして
- ・ 就職等（1年を超えて勤務することが確実であると認められる安定した職業に就いたとき）

された場合に、支給残日数の60～70%に基本手当日額(上限あり)を乗じて得た金額が一時金で支給されます。

③ 就業促進定着手当

②の再就職手当の支給を受けた方で、

- ・ 再就職先に引き続き6か月以上雇用され
- ・ 再就職先での6か月の賃金が、離職前の賃金額よりも低下している場合に、低下した賃金額に再就職後6か月間の賃金支払基礎となった日数を乗じて得た金額が一時金(上限あり)で支給されます。

④ 常用就職支度手当

45歳以上の労働施策総合促進法等による再就職援助計画の対象となる方や、障害者等の就職困難な方などが、

- ・ 支給残日数のあるうちに
- ・ ハローワーク等の紹介で
(ハローワークインターネットサービスで直接探した求人にご自身で求職者マイページから直接応募する「オンライン自主応募」はハローワークの紹介による就職とはなりません。)
- ・ 一定の要件を満たして
- ・ 就職（1年以上引き続いて勤務することが確実であると認められる安定した職業に就いたとき）

された場合に、所定給付日数または残日数に応じた金額が一時金で支給されます。

※①～④の他にも「移転費」や「求職活動支援費」などの支援もあります（詳しくはハローワークまでお問合せください）。

4 保険料（令和5年4月現在）

雇用保険にかかる費用は、事業主と被保険者の方からの保険料と、国庫からの負担金によって賄われています。

雇用保険の保険料率表（賃金総額に対する比率）

	一般の事業	農林水産・ 清酒製造の事業	建設の事業
雇用保険料	15.5/1000	17.5/1000	18.5/1000
うち事業主負担	9.5/1000	10.5/1000	11.5/1000
うち被保険者負担	6.0/1000	7.0/1000	7.0/1000

なお、雇用保険の被保険者の方が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の方の賃金総額に上記被保険者負担の率を乗じて算定します。

※ 被保険者負担分の1円未満の端数の取扱いは、

- ① 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- ② 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。
- ③ ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

職業生活のおぼえ

〔自分の職歴などの記録として、転職などしたときはここに記載しておき、履歴書を作成する際などの参考にしましょう。〕

勤務先事業所名	勤続期間	仕事の内容など
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	

免許・資格の種類	取得年月日	取得の番号等
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

厚生年金手帳番号等 _____

県内ハローワーク（公共職業安定所）一覧

ハローワーク	所在地（郵便番号）	電 話	管 轄 区 域
青 森	〒030 - 0822 青森市中央二丁目10 - 10	017 (776) 1561	青森市(旧浪岡町を除く)、 東津軽郡
八 戸	〒031 - 0071 八戸市沼館四丁目7 - 120	0178 (22) 8609	八戸市、三戸郡
弘 前	〒036 - 8502 弘前市南富田町5 - 1	0172 (38) 8609	弘前市、平川市(黒石管轄を除く)、 大鱈町、藤崎町、西目屋村、 板柳町
む つ	〒035 - 0063 むつ市若松町10 - 3	0175 (22) 1331	むつ市、下北郡
野 辺 地	〒039 - 3128 上北郡野辺地町昼場12 - 1	0175 (64) 8609	野辺地町、七戸町、東北町、 横浜町、六ヶ所村
五 所 川 原	〒037 - 0067 五所川原市敷島町37 - 6	0173 (34) 3171	五所川原市、つがる市、 中泊町、鶴田町、 西津軽郡
三 沢	〒033 - 0031 三沢市桜町三丁目1 - 22	0176 (53) 4178	三沢市、おいらせ町、六戸町
十 和 田 出 張 所	〒034 - 0082 十和田市西二番町14 - 12 十和田奥入瀬合同庁舎1F	0176 (23) 5361	十和田市
黒 石	〒036 - 0383 黒石市緑町二丁目214	0172 (53) 8609	黒石市、青森市の一部(旧浪岡町)、 平川市のうち旧尾上町、旧平賀町(小 国、葛川、切明)、 田舎館村